

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-1 (1) | 5-2 (1) | 5-2 (2) | 令和3年度補正 3-4 |
|-----------|--|---|--|---|
| 制度所管庁 | 経済産業省 | 経済産業省 | 経済産業省 | 経済産業省 |
| 執行機関 | 一般社団法人環境共創イニシアチブ | 一般社団法人環境共創イニシアチブ | 一般社団法人環境共創イニシアチブ | 一般社団法人環境共創イニシアチブ |
| 補助金名 | 令和4年度蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業費補助金 | 令和4年度地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金 地域マイクログリッド構築支援事業 | 令和4年度地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金 地域マイクログリッド構築支援事業 | 令和3年度補正 地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金 地域マイクログリッド構築支援事業 |
| | ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証事業 | 地域マイクログリッド構築事業 | 導入プラン作成事業 | 地域マイクログリッド構築事業 |
| 補助申請者 | 以下の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人 ②小売電気事業者単独、又は複数社で形成されるコンソーシアムに所属する小売電気事業者又は実証協力者であり、公募要領で定める補助対象経費が発生する事業者 ③補助事業において提出される成果報告書及びデータ（個人情報を含む）について、国、S I I及び国又はS I Iが秘密保持契約を締結した分析機関等に提供されることについて同意できる者 他 | 以下の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人又は個人事業主、又は日本国内に居住がある個人 ②補助事業により導入するV2H充放電設備の所有者であり、D P提供事業の充電シフト実証において当該事業の期間、導入した補助対象設備を基礎充電設備として活用するもの ③D P提供事業において、D Pメニュー等の電気料金メニューを提供する小売電気事業者と、電力小売供給契約及び充電シフト実証に係る契約を締結し、D P提供事業の実証参加者となることに同意する者 他 | 以下の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人又は個人事業主 ②本補助事業により導入する補助対象設備の所有者 ③本補助事業により取得した補助対象設備を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、当該地域のマイクログリッドの運用のために必要な設備の活用を行う者 他 | 以下の要件を全て満たす事業者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人又は個人事業主 ②本補助事業により導入する補助対象設備の所有者 ③本補助事業により取得した補助対象設備を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、当該地域のマイクログリッドの運用のために必要な設備の活用を行う者 他 |
| 補助対象経費 | 実証経費、機器装置等の購入費 | 設備費、工事費 | 設計費、設備費、工事費 | 設計費、設備費、工事費 |
| 対象事業 | D P提供事業 | 充放電設備導入事業 | | |
| | 小売電気事業者がD P（ダイナミックプライシング）メニューを実証参加者に提供し、定められた期間電動車の充電行動等のデータの取得・分析を行う事業であり、以下の①～④の要件を全て満たす事業 ①実証参加者毎に充電シフト実証を実施する事業であり、各実証参加者が下記の要件を満たすもの ・受電シフトの期間が30日間以上であり、そのうちD Pメニュー適用期間が15日間以上、かつD Pメニュー適用期間中に基礎充電設備からの充電行動が1回以上実施 ・充電シフト実証の期間のうちD Pメニュー適用期間が10日間以上あり、D Pメニュー適用期間中に基礎充電設備からの充電行動が1回以上実施 ②充電シフト実証を行う参加者毎にアンケートを実施できる環境があり、回答結果を提出可能な事業 ③実証参加者毎の充電シフト実証の期間内に、公募要領で定めるデータの取得及び提出が可能な事業 ④実証参加者毎の充電シフト実証で得たデータ等を元に、公募要領で記載する分析を実施し、成果報告を取りまとめた上で期限までにS I Iに提出が可能な事業 | 日本国内において、一定規模のコミュニティ内で地域マイクログリッドの構築を図る事業であって、以下の要件を全て満たす事業 ①以下の全ての設備の活用を含むものであること（再生可能エネルギー発電設備、需給調整設備、エネルギーマネジメント設備） ②系統線の活用が含まれるものであること ③平常時から需給バランスのモニタリングや需給調整シミュレーションを行い、かつ地域マイクログリッド運用のための需給調整の仕組みを有するもの ④当該コミュニティ地域の地方公共団体が指定する防災に資する施設を含んだものであること ⑤以下を含む共同事業者（コンソーシアム）にて運用されるものであること（地方公共団体/地域マイクログリッドにおいて活用する設備を所有・活用する事業者/当該地域マイクログリッド内の電力安定供給に係る需給バランスの調整を行う事業者/その他、地域マイクログリッドの運用に必要不可欠な事業者） 他 | 日本国内において、一定規模のコミュニティ内で地域マイクログリッドの構築に向けた導入プランの策定や、その実行可能性、採算性などの事業化可能性調査（F S調査）を行う事業であり、以下の要件を満たすもの 1 導入プランの策定（必須） ①以下の全ての設備の活用を含む地域マイクログリッドの導入プランを作成すること（再生可能エネルギー発電設備/需給調整設備/エネルギーマネジメント設備） ②系統線の活用が含まれる地域マイクログリッドの導入プランを作成すること ③平常時から需給バランスのモニタリングや需給調整シミュレーションを行い、かつ地域マイクログリッド運用のための需給調整の仕組みを有する地域マイクログリッドの導入プランを作成すること 他 2 F S調査（任意）以下の要件を全て満たすこと ①調査内容に以下の内容が含まれており、実績報告時に成果報告書として提出できること（再生可能エネルギー賦存状況/利用状況/導入予定箇所の調査/需給調整の制御方法等に係る調査） 他 | 日本国内において、一定規模のコミュニティ内で地域マイクログリッドの構築を図る事業であって、以下の要件を全て満たす事業 ①以下の全ての設備の活用を含むものであること（再生可能エネルギー発電設備、需給調整設備、エネルギーマネジメント設備） ②系統線の活用が含まれるものであること ③平常時から需給バランスのモニタリングや需給調整シミュレーションを行い、かつ地域マイクログリッド運用のための需給調整の仕組みを有するもの ④当該コミュニティ地域の地方公共団体が指定する防災に資する施設を含んだものであること ⑤以下を含む共同事業者（コンソーシアム）にて運用されるものであること（地方公共団体/地域マイクログリッドにおいて活用する設備を所有・活用する事業者/当該地域マイクログリッド内の電力安定供給に係る需給バランスの調整を行う事業者/その他、地域マイクログリッドの運用に必要不可欠な事業者） 他 |
| 対象設備 | ・補助事業に必要な設備やシステム ・充電シフト実証に必要な実証参加電動車の基礎充電設備付近に設置する計測器、通信装置、基礎充電設備による充放電を自動化するための装置等 | V2H充放電設備 | ・再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、水力発電設備、地熱発電設備） ・エネルギーマネジメント（EMS）設備 ・需給調整設備（蓄電システム、業務用・産業用V2H充放電設備） ・需給調整設備（発電設備、その他） ・受変電設備 ・保安・遮断設備（事故検知設備、遮断設備） ・その他 | ・再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、水力発電設備、地熱発電設備） ・エネルギーマネジメント（EMS）設備 ・需給調整設備（蓄電システム、業務用・産業用V2H充放電設備） ・需給調整設備（発電設備、その他） ・受変電設備 ・保安・遮断設備（事故検知設備、遮断設備） ・その他 |
| 補助率 | 全体：1/2以内 | 購入費：補助対象経費の1/2以内 工事費：定額（1/1） | 2/3以内 | 3/4以内 |
| 上限/下限 | 全体：3,000万円 実証協力者あたりの費用 実証協力費：6万円 計測器、通信装置等（設備費、工事費）：20万円 | 購入費：75万円 工事費：40万円（個人） 95万円（法人） | 6億円/申請 ・家庭用蓄電システム 10.5万円/kWh蓄電容量 ・業務用・産業用蓄電システム 13万円/kWh蓄電容量 ・業務用・産業用V2H充放電設備 250万円/台 | 【補助金上限額】 2,000万円 ・家庭用蓄電システム 10.5万円/kWh蓄電容量 ・業務用・産業用蓄電システム 14万円/kWh蓄電容量 ・業務用・産業用V2H充放電設備 250万円/台 |
| 公募期間 | 2022/04/11～2022/04/28 | D P提供事業の交付決定日～2022/11/30 | 2022/05/25～2022/06/10 | 2022/05/25～2022/06/30 |
| 注意事項 | | | | 2022/03/31～2022/05/20 二次公募 2022/06/08～2022/07/29 三次公募 2022/08/15～2022/10/31 |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-3 (1) | 令和3年度補正 3-5 (1) | 5-3 (2)-ア | 令和3年度補正 3-5 (2)-ア | 5-3 (2)-イ | 令和3年度補正 3-5 (2)-イ |
|-----------|--|---|--|---|--|---|
| 制度所管庁 | 環境省 | | 環境省 | | 環境省 | |
| 執行機関 | 一般財団法人環境イノベーション情報機構 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 |
| | ストレージパリティの達成に向けた 太陽光発電設備等の価格威厳促進事業 | ストレージパリティの達成に向けた 太陽光発電設備等の価格威厳促進事業 | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 再生可能エネルギー事業者支援事業費 | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 再生可能エネルギー事業者支援事業費 | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 |
| 補助申請者 | ①民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社、有限会社） ②個人事業主 ③独立行政法人 ④地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ⑤国立大学法人、公立大学法人および学校法人 ⑥社会福祉法人 ⑦医療法人 ⑧特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑨一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑩その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者 | | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | | ①民間企業 ②個人・個人事業主（農林水産事業者） ③独立行政法人 ④地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ⑤国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑥社会福祉法人 ⑦医療法人 ⑧特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑨一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑩農林水産事業者の組織する団体（農業法人（株式会社等を含む法人経営）、土地改良区等を含む） ⑪その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | |
| 補助対象経費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費 | | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費 | |
| 対象事業 | ①自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等の導入を行う事業であること ②平時において導入する太陽光発電設備による発電量の一定割合（戸建住宅30%以上、その他50%以上）を導入場所の敷地内（オンサイト）で自家消費すること ③発電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること ④【オンサイトPPAモデルまたはリースモデルで業務・産業用の定置用蓄電池をセットで導入する場合】補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家とPPA事業者またはリース業者との契約で、補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること ⑤【オンサイトPPAモデルまたはリースモデルで業務・産業用の定置用蓄電池をセットで導入しない申請の場合】補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家とPPA事業者またはリース事業者との契約で、補助金額相当分（全額）がサービス料金、リース料金から還元、控除されるものであること ⑥戸建て住宅を除き、導入する太陽光発電設備の太陽電池出力が10kW以上であること（戸建て住宅は10kW未満の申請のみ可） ⑦本補助事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させるものであること ⑧再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度またはFIP制度による売電を行わないものであること ⑨申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者（代表申請者、共同申請者）および関係者（需要家（共同事業者））等が確定していること ⑩太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係法令・基準等を遵守すること ⑪補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果（環境価値）についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと ⑫CO2削減が図れるものであること | | 駐車場を活用した自家消費型太陽光発電設備（ソーラーカーポート）の導入を行う事業 | | I. 営農地事業 | |
| | | | ①自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等の導入を行う事業であること ②平時において導入する太陽光発電設備による発電量の一定割合（戸建住宅30%以上、その他50%以上）を導入場所の敷地内（オンサイト）で自家消費すること ③発電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること ④【オンサイトPPAモデルまたはリースモデルで業務・産業用の定置用蓄電池をセットで導入する場合】補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家とPPA事業者またはリース業者との契約で、補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること ⑤【オンサイトPPAモデルまたはリースモデルで業務・産業用の定置用蓄電池をセットで導入しない申請の場合】補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、需要家とPPA事業者またはリース事業者との契約で、補助金額相当分（全額）がサービス料金、リース料金から還元、控除されるものであること ⑥戸建て住宅を除き、導入する太陽光発電設備の太陽電池出力が10kW以上であること（戸建て住宅は10kW未満の申請のみ可） ⑦本補助事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させるものであること ⑧再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度またはFIP制度による売電を行わないものであること ⑨申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者（代表申請者、共同申請者）および関係者（需要家（共同事業者））等が確定していること ⑩太陽光発電設備等の設置や電力供給等、補助事業の実施にあたっては、関係法令・基準等を遵守すること ⑪補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果（環境価値）についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと ⑫CO2削減が図れるものであること | | ①駐車場を活用したソーラーカーポート（太陽光発電搭載型カーポート又は太陽光発電一体型カーポート）や蓄電池の導入を行う事業であること。 ②導入設備による発電量の50%以上を導入場所の敷地内で自家消費すること。 ③本補助金を受けることで導入費用が、10kW未満：34.88万円/kW、10kW以上50kW未満：30.35万円/kW、50kW以上：20.59万円/kWを下回るものであること。 ④パワーコンディショナの最大定格出力の合計が5kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。 ⑤事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させること。 ⑥再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。 | |
| 対象設備 | ・太陽光発電設備 ・定置用蓄電池 ・車載型蓄電池 ・充放電設備 ・その他、補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備等 | | ・太陽光発電一体型カーポート（太陽光発電モジュール一体型カーポート、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線） ・太陽光発電搭載型カーポート（太陽光発電モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る）、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線） ・定置用蓄電池 ・車載型蓄電池 ・車載型蓄電池の充放電設備又は充電設備 | | ・太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線等） ・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用） ・自営線 ・エネルギーマネジメントシステム（EMS） ・受変電設備 ・その他協会が適当と認める設備 | |
| 補助率 | ・太陽光発電設備：定額（4万円/kW） ※オンサイトPPAモデルまたはリースモデルで業務産業用の定置用蓄電池をセットで導入する場合は5万円/kW。戸建て住宅に限り、蓄電池セット導入の場合は7万円/kW。 ・定置用蓄電池（業務・産業用）：定額（6.3万円/kWh） ・定置用蓄電池（家庭用）：定額（5.2万円/kWh） | | ただし、車載型蓄電池、充放電設備及び充放電設備の補助率は以下のとおり ・車載型蓄電池 蓄電容量（kWh）÷2×4万円 （上限は「補助対象車両一覧」の車両ごとの補助金交付額） ・充放電設備 補助率1/2 | | 1/2 | |
| 上限/下限 | ・定置用蓄電池（業務・産業用）：間接補助対象経費の1/3 ・定置用蓄電池（家庭用）：間接補助対象経費の1/3 ・車載型蓄電池：最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」 ・充放電設備：最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」 | | 上限：1億円 | | 上限：3億円 | |
| 公募期間 | 2022/05/16～2022/06/15 二次公募 2022/06/20～2022/07/29 | | 2022/05/09～2022/05/31 三次公募 2022/06/06～2022/06/30 四次公募 2022/07/06～2022/07/29 | | 2022/05/17～2022/06/17 第二次公募 2022/06/27～2022/07/27 | |
| 注意事項 | 2022/03/31～2022/05/09 二次公募 2022/05/16～2022/06/15 三次公募 2022/06/20～2022/07/29 | | 2022/03/18～2022/04/28 二次公募 2022/05/09～2022/05/31 三次公募 2022/06/06～2022/06/30 四次公募 2022/07/06～2022/07/27 | | 2022/05/17～2022/06/17 第二次公募 2022/06/27～2022/07/27 | |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-3 (2)-イ | 令和3年度補正 3-5 (2)-イ | 5-3 (2)-ウ | 令和3年度補正 3-5 (2)-ウ | 5-3 (2)-エ | 令和3年度 3-5 (2)-エ |
|-----------|---|---|---|---|--|---|
| 制度所管庁 | 環境省 | | 環境省 | | 環境省 | |
| 執行機関 | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 |
| | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 | | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 | | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業 | |
| 補助申請者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨農林水産事業者の組織する団体（農業法人（株式会社等を含む法人経営）、土地改良区等を含む） ⑩その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | |
| 補助対象経費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費 | | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費 | | 業務費 | |
| 対象事業 | Ⅱ. ため池事業 | | | | 計画策定事業 | |
| | ①ため池地を活用した太陽光発電設備等の導入を行う事業であること。 ②本補助金を受けることで導入費用が、10kW以上50kW未満：30.35万円/kW、50kW以上：20.59万円/kWを下回るものであること。 ③パワーコンディショナの最大定格出力の合計が10kW以上であること。また、積載率は、1以上であること。 ④本補助事業で導入する太陽光発電設備が発電した電力の供給先が以下のいずれかであること。 ア 当該発電設備と同一敷地内の施設又は自営線供給が可能な施設（当該施設から当該電気を電力系統に逆流しないこと） イ 農林漁業関連施設又は地方公共団体の施設（当該設備を設置する都道府県と同一の都道府県内の施設であること） ⑤事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させること。 ⑥再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること。 ⑦ 交付申請時に、事業の実施体制及び導入設備の設置場所が確定していること。 ⑧ 太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」や「農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き」を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。 | | ①電力需要施設の敷地外（オフサイト）に太陽光発電設備を新規導入し、自営線により当該施設に電力調達を行う事業であること。 ②当該太陽光発電設備が発電した電力を電力系統に逆流しないこと。 ③当該太陽光発電設備が発電した電力の環境価値を需要家に帰属させること。 ④災害時等に電力系統の停電が発生した場合でも、当該太陽光発電設備が発電した電力を自営線により電力需要施設に調達可能であり、当該施設が地域防災に貢献するものであること。 ⑤交付申請時に、導入施設の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。 ⑥太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置を講じること。 ⑦再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。 ⑧補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領のp2～3に定める情報について、匿名性を担保した上で公表することに同意していること。 | | ①再生可能エネルギー熱利用設備（計画策定事業では、太陽熱、バイオマス熱、地中熱、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱をいう。）又は「自家消費型」若しくは「災害時の自立機能付き」の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）を導入するための基本計画、発電電力量算定、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定を行う事業であること。 ②公募要領の別表第4に掲げる要件（補助対象設備要件）を満たす設備に係る計画の策定を行う事業であること。 ③計画策定実施前に得られた情報により、再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業「設備等導入事業」又は未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業に掲げる各設備のコスト要件を下回ることが見込まれていること。 ④再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度による売電に関する計画策定を行わないものであること。電気事業法に基づく自己託送による電力の供給に関する計画の策定を行わないものであること。 | |
| 対象設備 | ・太陽光発電設備（太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線等） ・定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用） ・自営線 ・エネルギーマネジメントシステム（EMS） ・受変電設備 ・その他協会が適当と認める設備 | | ・自営線 ・定置用蓄電池 ・EMS（エネルギーマネジメントシステム） ・受変電設備 ・その他協会が必要と認める設備 （太陽光発電設備は補助対象外） | | 1 再生可能エネルギー熱利用設備 太陽熱利用／バイオマス熱利用／地中熱利用（地中熱交換器、地中熱ヒートポンプ、モニタリング機器、熱応答試験等）／温泉熱（ヒートポンプ（排湯槽、ヒートポンプ設備、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等）、熱交換器（排湯槽、熱交換器、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等）、ボイラー等（ガスセパレータ、ガス供給設備、貯湯槽等））／河川熱利用、海水熱利用、下水熱利用／雪氷熱利用 2 再生可能エネルギー発電設備 風力発電／バイオマス発電（バイオマスコージェネレーション（熱電供給）含む）／水力発電／地熱発電（温泉熱発電）、温泉付随可燃性ガスコージェネレーション 3 その他の設備 バイオマス燃料製造 | |
| 補助率 | 1/2 | | 1/3 | | 3/4 | |
| 上限／下限 | 上限：3億円 | | 上限：2億円 | | 上限：1,000万円 | |
| 公募期間 | 2022/05/17～2022/06/17 | | 2022/05/25～2022/06/30 | | 2022/04/14～2022/05/18 | |
| 注意事項 | 第二次公募 2022/06/27～2022/07/27 | | | | 二次公募 2022/05/25～2022/06/15 三次公募 2022/06/22～2022/07/13 | |
| | 第二次公募 2022/06/27～2022/07/27 | | | | 二次公募 2022/05/25～2022/06/15 三次公募 2022/06/22～2022/07/13 | |

令和4年度における再エネの面的利用関係の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-3 (2)-エ | 令和3年度補正 3-5 (2)-エ | 5-3 (2)-オ-a | 令和3年度補正 3-5 (2)-オ-a | 5-3 (2)-オ-a | 令和3年度補正 3-5 (2)-オ-a |
|-----------|---|---|---|---|---|---|
| 制度所管庁 | 環境省 | | 環境省 | | 環境省 | |
| 執行機関 | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 |
| | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業 | | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業 | | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 未利用熱・廃熱を活用した設備導入事業 | |
| 補助申請者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | |
| 補助対象経費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | |
| 対象事業 | 設備等導入事業 | | I. 地域の未利用熱を活用した設備導入支援事業 | | II. 廃熱を有効利用する設備導入支援事業 | |
| | ①再生可能エネルギー熱利用設備（設備等導入事業では、太陽熱、バイオマス熱に限る）又は「自家消費型」若しくは「災害時の自立機能付き」の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）の導入を行う事業であること。 ②公募要領の別表第4に掲げる要件（補助対象設備要件）を満たす設備の導入を行う事業であること。 ③再生可能エネルギー熱利用設備については、CO2削減コストが公募要領p3の表1の基準を下回るものであること。 ④再生可能エネルギー発電設備については、本補助金を受けることで導入費用（資本費）が、公募要領p3の表2の基準を下回るものであること。 | | ①地域に賦存する未利用熱（本事業では、地中熱、温泉熱（温泉不随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱とする。）の効果的利用及び効率的な配給システム等、面的利用に関わる熱利用設備等の導入を行う事業であること。 ②公募要領の別表第4に掲げる要件（補助対象設備要件）を満たす設備の導入を行う事業であること。 ③当該熱利用設備の導入によるCO2削減コストが、240,000円/t-CO2を下回るものであること。 | | ①地域の工場等から排出され、効果的に活用されていない廃熱の面的利用及び効率的な配給システム等により地域の脱炭素化を推進する事業であること。 ②当該熱利用設備の導入によるCO2削減コストが、150,000円/t-CO2を下回るものであること。 | |
| 対象設備 | 1 再生可能エネルギー熱利用設備 太陽熱利用/バイオマス熱利用 2 再生可能エネルギー発電設備 風力発電/バイオマス発電（バイオマスコージェネレーション（熱電供給）含む）/水力発電/地熱発電（温泉熱発電）、温泉付随可燃性ガスコージェネレーション 3 その他の設備 バイオマス燃料製造 | | ■地域の未利用熱の抽出及び熱利用に必要な設備 熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等 ※発電設備と抽出した熱を利用する空調機、冷凍機等は対象外 | | ■地域の未利用又は効果的に活用されていない廃熱を抽出するために必要な設備 熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等 ※抽出した熱を利用する空調機、冷凍機等は対象外 ■化石燃料を代替しコスト効果的な地域での熱供給を実現するために必要な設備 高効率型電動熱源機、それに付随する冷却塔、冷温水槽、蓄熱槽、制御装置、ポンプ又は配管 | |
| 補助率 | 1/3 | | 1/2 | | 1/2 | |
| 上限/下限 | 上限 : 1億円 | | | | | |
| 公募期間 | 2022/04/14～2022/05/18 | | 2022/04/14～2022/05/18 | | 2022/04/19～2022/05/31 | |
| 注意事項 | 二次公募 2022/05/25～2022/06/15 三次公募 2022/06/22～2022/07/13 | 二次公募 2022/05/25～2022/06/15 三次公募 2022/06/22～2022/07/13 | 二次公募 2022/07/12～2022/08/10 | | 二次公募 2022/07/12～2022/08/10 | |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-3 (2)-オ-b | 令和3年度補正 3-5 (2)-オ-b | 5-3 (3)-ア | 令和3年度補正 3-5 (3)-ア | 5-3 (3)-ア | 令和3年度補正 3-5 (3)-ア |
|-----------|--|---|---|---|--|---|
| 制度所管庁 | 環境省 | | 環境省 | | 環境省 | |
| 執行機関 | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 P P A活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 P P A活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 P P A活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 P P A活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 P P A活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 P P A活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 |
| | 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 燃料転換による熱利用設備の脱炭素化促進事業 | | | 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業 オフサイトから運転制御を行う事業 | | 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業 オフサイトから運転制御を行う事業 |
| 補助申請者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | |
| 補助対象経費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | |
| 対象事業 | ①従来化石燃料を燃焼させる熱利用設備を使用している施設において、電気又はガス（天然ガス、都市ガス、L Pガス）を活用した熱利用設備を新設又は増設する事業であること（ただし、燃料転換を伴わない事業は除く）。 ②当該熱利用設備の導入によるCO2削減コストが15,000円/t-CO2を下回るものであること。 | | オフサイトから運転制御可能となる需要側設備・システム等を導入する事業（需要家側運転制御事業） | | 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等を導入する事業（再エネ発電側運転制御事業） | |
| | | | BEMS等を用いてオンサイトで行われるデマンド制御等をオフサイトから行えるようにし、需要家側の設備を遠隔制御で最適運転させ、省CO2化を図る事業であって、以下に示す要件を全て満たすもの ア オフサイト（指令を受ける建物と異なる建物）からデマンド制御等の運転制御が可能な需要側システムを構築し、導入する補助対象設備は全て同制御システムに組み込むこと。 イ エネルギーマネジメント化が図れ、二酸化炭素排出抑制に効果があること。 ウ 事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込むこと。 エ エネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できること。 | | 一般送配電事業者から出される出力抑制の要請に対して、オンライン制御を可能とする再エネ発電事業者側の設備導入を支援する事業で、以下に示す要件を全て満たすもの ア オフサイトから再エネ発電設備の出力抑制に係る運転制御ができる設備を導入すること。 イ 出力抑制の対象となる再エネ発電設備は、太陽光発電、風力発電に限り、出力が10kW以上2,000kW未満であること。 ウ 二酸化炭素排出抑制に効果があること。 エ オンライン制御による出力抑制低減の実績を記録・集計の上、報告できること。 | |
| 対象設備 | ①熱利用設備 加熱炉、乾燥炉、蒸気ボイラー、ヒートポンプ給湯機等 ②熱利用設備の稼働に必要な不可欠な付帯設備 受電設備、燃料タンク、貯湯槽等 ③熱利用設備の最適運転を行うために必要な機器 計測器、EMS機器等 | | a 充放電設備、充電設備 b 蓄電池 c 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車） d 蓄熱槽 e ヒートポンプ f コージェネ g EMS（エネルギーマネジメントシステム） h 通信・制御機器 i エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等 | | a 再エネ発電設備をオフサイトから運転制御するために必要な通信機器 b パワーコンディショナー等制御機器設備等 | |
| 補助率 | ・中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者の場合 1/2 ・上記以外の者の場合 1/3 | | 1/2 | | 1/3 ただし、電気事業法において離島となる区域においては、1/2 | |
| 上限/下限 | . | | 上限 : 3億円 | | | |
| 公募期間 | 2022/04/19～2022/05/31 | 2022/04/19～2022/05/31 | 2022/05/13～2022/06/15 | 2022/05/13～2022/06/15 | 2022/05/13～2022/06/15 | 2022/05/13～2022/06/15 |
| 注意事項 | 二次公募 2022/07/12～2022/08/10 | | 二次公募 2022/06/30～2022/07/26 | 二次公募 2022/06/30～2022/07/26 | 二次公募 2022/06/30～2022/07/26 | 二次公募 2022/06/30～2022/07/26 |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 令和3年度補正 3-5 (3)-イ | 令和3年度補正 3-5 (3)-イ | 5-3 (4) | 令和3年度補正 3-5 (4) | 5-3 (4) | 令和3年度補正 3-5 (4) |
|-----------|---|---|---|---|--|--|
| 制度所管庁 | 環境省 | | 環境省 | | 環境省 | |
| 執行機関 | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | | 一般社団法人環境技術普及促進協会 | |
| 補助金名 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 |
| | 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業 | 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業 計画策定を行う事業（直流給電計画策定事業） | 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業 設備等導入を行う事業（直流給電設備導入事業） | 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業 設備等導入を行う事業（直流給電設備導入事業） | 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業 設備等導入を行う事業（直流給電設備導入事業） | 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業 設備等導入を行う事業（直流給電設備導入事業） |
| 補助申請者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 |
| 補助対象経費 | 人件費、業務費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | 人件費、業務費 | 人件費、業務費 | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費 | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費 |
| 対象事業 | 離島再エネ主力化計画策定事業 | 離島再エネ需要側悦び導入事業 | 省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る、以下に示す要件を全て満たす直流給電設備導入計画の策定を行う事業 ア 給電システムを直流とすることで、交流給電システムと比べて電力変換段数の減少により電力変換時のエネルギーロスを低減し、二酸化炭素排出量削減効果を有すること。 イ システムのブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築すること。 ウ 直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築するシステムの計画であること（システムとの連携の有無は問わない）。 エ 本計画を確実に実行するための資金的根拠等を有すること。 | 「直流給電計画策定事業」で策定した直流給電設備導入計画、もしくは直流給電設備導入計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、直流給電による建物間電力融通に係る設備等導入する事業であって、以下に示す要件を全て満たすもの ア 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。 イ システムのブラックアウト時には自立運転可能なシステムを構築すること。 ウ 直流給電システムを、自営線を用いて複数の建物間でつなぎ、構築すること（システムとの連系の有無は問わない）。 エ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。 | | |
| | 離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めるための設備を導入する事業の計画を策定する事業であって、以下に示す要件を全て満たすもの ア 導入する再生可能エネルギー設備、需要側設備はそれぞれ1つ以上あり、群として管理・制御する計画であること。 イ システムに接続する太陽光発電設備（10kW以上）又は風力発電設備を対象とする場合は、オフサイト（指令を受け取る建物又は施設と異なる建物）から出力抑制の運転制御が可能なシステムであること。 ウ 需要側の調整力強化に資する設備は、オフサイト（指令を受け取る建物と異なる建物）から運転制御可能なシステムであること。 エ 設備導入事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込む計画であること。 オ 再エネ発電量及びエネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できる計画であること。 カ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。 キ 二酸化炭素排出抑制に効果があること。 他 | 離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島での電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高める取組みを支援する事業であって、当該事業の実施計画が「離島再エネ主力化計画策定事業」で策定する計画と同等の内容であると環境省が認めるとともに、以下に示す要件を全て満たすもの ア 導入する再生可能エネルギー設備、需要側設備はそれぞれ1つ以上あり、群として管理・制御すること。 イ システムに接続する太陽光発電設備（10kW以上）又は風力発電設備を対象とする場合は、オフサイト（指令を受け取る建物又は施設と異なる建物）から出力抑制の運転制御が可能なシステムであること。 ウ 需要側の調整力強化に資する設備は、オフサイト（指令を受け取る建物と異なる建物）から運転制御可能なシステムであること。 エ 事業の実施体制（事業の実施者又は共同事業者）にESCO事業者やエネルギーサービス事業者等のいわゆる「運転制御を行う者」を組み込むこと。 オ 再エネ発電量及びエネルギーマネジメントによる制御実績を記録・集計の上、報告できること。 他 | | | | |
| 対象設備 | | 再生可能エネルギー発電設備／蓄電池／充放電設備／充電設備／車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）／蓄熱槽／EMS（エネルギーマネジメントシステム）／通信・制御機器／同期発電設備／オフサイトから運転制御可能な需要側設備（発動機、給湯器等調整力強化に資する需要側の設備）／エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線・熱導管等 | | a 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備 b 蓄電池及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等） c 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）及びその付帯設備（通信・制御機器、充放電設備、充電設備） d 電線、変圧器及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備 e 再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備（熱導管設備等） f エネルギー需給や設備を制御するために必要な通信・制御機器設備 g 省エネルギー設備及びその付帯設備（fに掲げる設備の制御下にある主として直流で稼働する負荷設備及びその付帯設備であって、……（略）…… | | |
| 補助率 | 3/4 | 2/3 車載型蓄電池については、蓄電容量（kWh）の2/3に4万円を乗じて得た額（上限100万円） | 3/4 | 1/2 車載型蓄電池：蓄電容量（kWh）÷2×4万円（最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額） 充放電設備：最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額 充電設備：最新のCEV補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」の補助金交付上限額を上限額 | | |
| 上限／下限 | 上限：1,000万円 | 上限：5億円 | 上限：1,000万円 | 上限：5億円 | | |
| 公募期間 | 2022/03/18～2022/04/27 二次公募 2022/05/18～2022/06/15 | 2022/03/18～2022/04/27 二次公募 2022/05/18～2022/06/15 | 2022/03/29～2022/04/27 二次公募 2021/07/19～2021/08/13 | 2022/03/29～2022/04/27 二次公募 2021/07/19～2021/08/13 | 2022/03/29～2022/04/27 二次公募 2021/07/19～2021/08/13 | 2022/03/29～2022/04/27 二次公募 2021/07/19～2021/08/13 |
| 注意事項 | | | | | | |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-3 (5) | 令和3年度補正 3-5 (5) | 5-3 (5) | 令和3年度補正 3-5 (5) | 5-3 (5) | 令和3年度補正 3-5 (5) |
|-----------|---|---|--|---|--|---|
| 制度所管庁 | 環境省 | | 環境省 | | 環境省 | |
| 執行機関 | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 |
| | データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 | | データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 | | データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 | |
| 補助申請者 | ア 民間企業 イ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者 | | ア 民間企業 イ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者 | | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | |
| 補助対象経費 | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費 | | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費 | | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費 | |
| 対象事業 | データセンター新設支援事業 | | データセンター改修支援事業 | | データセンター移設支援事業 | |
| | 地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等の導入支援を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの ア 自家消費型又は地産地消型の再生可能エネルギー発電設備を新規に導入し、データセンターの使用電力量の10%以上を供給すること。 イ 新規に導入した再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギーの変動調整機能を持つ設備からシステムへの逆潮流を行わないこと。 ウ 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。 エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。 オ 補助事業者以外の者が再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p8の表に定める情報について、公表することに同意すること。 | | 既存のデータセンターにおける再エネ設備の導入や空調設備等の省CO2型設備への更新を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの ア 既存のデータセンターにおいて、再エネ設備の導入や空調設備等の省CO2型設備への更新を行うこと（再エネ設備の導入は必須）。 イ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。 ウ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。 エ 補助事業者以外の者が既存データセンターへの再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備への改修を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領p13の表に定める情報について、公表することに同意すること | | 既存のデータセンターにあるICT機器等を、より省CO2性能が高い東京圏以外に立地するデータセンターへ移設する事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの ア 既存のデータセンターにあるICT機器等を、より省CO2性能が高い東京圏以外に立地するデータセンターへ移設すること イ 移設先のデータセンターにおいて、再エネ設備が導入されていること又は使用電力の一部が再エネ電力の購入等により調達されていること。 ウ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。 | |
| 対象設備 | ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備及びその付帯設備 イ 再生可能エネルギーの変動調整機能及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等） ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備 エ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、自営線等） | | ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備及びその付帯設備 イ 再生可能エネルギーの変動調整機能及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等） ウ 冷却機器（空調システム等）及びその付帯設備 エ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、自営線等） | | ア ICT機器（サーバー、ストレージ、通信機器等）及びその付帯設備 イ ICT機器の冷却機器（空冷機器、液浸冷却システム等）及びその付帯設備 ウ ICT機器の移設に伴う冗長構成費 エ ICT機器の移設に伴う輸送費 | |
| 補助率 | 1/2 ただし、空調設備等の省CO2型設備については1/3 | | 1/2 ただし、空調設備等の省CO2型設備については1/3 | | 1/2 | |
| 上限/下限 | 上限 : 10億円 | | 上限 : 3億円 | | 上限 : 1億円 | |
| 公募期間 | 2022/04/26～2022/06/01 | | 2022/04/26～2022/06/01 | | 2022/04/26～2022/06/01 | |
| 注意事項 | | | | | | |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-3 (5) | 令和3年度補正 3-5 (5) | 5-4 | 令和3年度補正 3-6 | 5-5 (1)-ア |
|-----------|--|---|---|--|--|
| 制度所管庁 | 環境省 | | 環境省 | | 環境省 |
| 執行機関 | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 PPA活用等による地域の 再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素実現に向けた再エネの 最大限導入のための計画づくり支援事業 | 令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素実現に向けた再エネの 最大限導入のための計画づくり支援事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 |
| | データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 | | 地域再エネ導入戦略策定支援事業 | | 地域再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る 自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業 |
| 補助申請者 | ①民間企業 ②独立行政法人 ③地方独立行政法人（病院事業を行うものに限る） ④国立大学法人、公立大学法人及び学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑦特別法の規定に基づき設立された協同組合等 ⑧一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ⑨その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | | 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合） | | ア 地方公共団体 イ 民間企業（地方自治体と共同申請する者に限る。 導入する設備等をファイナンスリースにより提供する 契約を行う民間企業を含む。） ウ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める 者 |
| 補助対象経費 | 本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費、事務費 | | 業務費 | | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、 測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 |
| 対象事業 | コンテナ型データセンター等導入支援事業 | | 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1） | | 設備等導入事業 |
| | コンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすもの ア コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、高効率の新鋭ICT機器や高効率の設備及びそれらの稼働や運用を管理するシステム等を導入すること。 イ コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、再エネ設備を導入すること又は使用電力の一部を再エネ電力の購入等により調達すること。 ウ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。 エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。 オ 補助事業者以外の者がコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、公募要領のp21の表に定める情報について、公表することに同意すること。 | | ア 2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する事業であること イ アの目標は、策定後に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）に適切に反映されることが前提であること ウ アの目標を策定する上で必要な調査・検討内容が、次のいずれかに該当すること。ただし、IV及びVは必ず含むこと。 I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集又は現状分析 II 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（可能な限り複数のパターンでの推計であること） III 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成 IV 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成 V III及びIVを実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定 VI 「地域脱炭素ロードマップ」に基づく、地域脱炭素の実現を目指した計画策定（実現可能性調査の実施を含む。） | | 令和3年度以前の「計画策定事業」で策定した事業実施計画に基づき、地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図るため、自立・分散型地域エネルギーシステム構築に必要な自営線、太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱利用設備、蓄熱槽、ガスコージェネレーションシステム、車載型蓄電池、充放電設備等及びこれらの設備を運転制御するために必要な通信・制御機器設備等の導入を行う事業であって、以下の要件を全て満たすもの ア 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。 イ 地域資源を活用し、「自立・分散」と「循環・共生」の観点からエネルギー需給バランスの算出、並びにその「強み」を活かした他の地域との連携の内容を有すること。 ウ 設備導入時及び導入後における、民間資金等の導入、並びに持続的な運営と維持管理体制等を有すること。 エ 採用する設備に関するエネルギー起源二酸化炭素の削減効果等からの先進性と優れた費用対効果を有すること。 オ 施工・稼働等がSDGsのゴールとターゲットの達成に向けてトレードオフの関係でないこと。 他 |
| 対象設備 | ア 再生可能エネルギー使用に係る設備及びその付帯設備 イ 再生可能エネルギーの変動調整機能及びその付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等） ウ ICT機器（サーバー、ストレージ、通信機器等）及びその付帯設備 エ 冷却機器（空調システム等）及びその付帯設備 オ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、無停電電源装置、自営線等） カ ICT機器等を収納する外装箱（コンテナ等） | | | | 再生可能エネルギー由来の熱利用設備（太陽熱利用、ハイオマス熱利用、その他温度差エネルギー利用（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等））/ 再生可能エネルギー由来の発電施設（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電）/ 暖冷房設備、電気設備/ 自営線、自営線地中化のための設備、事故検知設備、遮断設備/ 熱導管/受変電設備/蓄電池システム/蓄熱システム/ エネルギーマネジメント（EMS）機器/ ガスコージェネレーションシステム/ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車/充放電設備、車載型 |
| 補助率 | 1/2 | | 3/4 | | 2/3 ガスコージェネレーション設備は1/3 |
| 上限/下限 | 上限 : 3億円 | | | | 上限 10億円 車載型蓄電池については、蓄電容量（kWh）の1/2に40,000円を乗じて得た額（ただし、令和4年度経済産業省CEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。 |
| 公募期間 | 2022/04/26～2022/06/01 | 2022/04/26～2022/06/01 | 2022/05/16～2022/06/10 | 2022/03/16～2022/04/12 | 2022/04/28～2022/06/08 2次公募 2022/09/29～2022/10/28 |
| 注意事項 | | | | | |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-5 (1)-イ | | 5-5 (2)-ア | | 5-5 (2)-イ | |
|-----------|--|--|--|--|--|--|
| 制度所管庁 | 環境省 | | 環境省 | | 環境省 | |
| 執行機関 | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 | | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 | | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 | |
| | 屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業 | | 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業 (温泉熱の利活用による経済好循環・地域活性化促進事業) | | 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業 (温泉供給設備高効率化改修による省CO2促進事業) | |
| 補助申請者 | ア 地方公共団体 イ 民間企業（地方公共団体と共同申請する事業者に限る。導入する設備等をESCO事業及びファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。） ウ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者 | | ア 地方公共団体 イ 民間企業 ウ 独立行政法人 エ 地方独立行政法人 オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 カ 地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業除く） キ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者 | | ア 地方公共団体 イ 民間企業 ウ 独立行政法人 エ 地方独立行政法人 オ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 カ 地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業除く） キ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者 | |
| 補助対象経費 | 業務費 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | | 業務費 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | | 業務費 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | |
| 対象事業 | 計画策定事業 | | 計画策定事業 | | 計画策定事業 | |
| | 設備等導入事業 | | 設備等導入事業 | | 設備等導入事業 | |
| 対象設備 | A スマートライティング設備等導入事業 地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない防犯灯、道路灯、公園灯等をスマートライティングに更新するために必要な計画策定を行う事業であり、設備等導入事業の実施を条件に、以下の事項について調査・検討等を行う。 ア スマートライティングへの更新を予定する既存の街路灯等の現状把握（数量、設置場所、設備容量、電力使用量、維持管理費、CO2排出量等） イ 無線機器及び日射量（推定日射量含む。）等の気象データを取得する機器の設置に係る調査・検討 ウ スマートライティングの導入に先立ち必要な地理情報システムの構築（設計・製作等）及び当該システムへの調査データの入力等 エ スマートライティングの導入数量、導入コスト、導入効果（電力削減量、CO2削減量等）等の検討・分析 B 太陽光パネル一体型LED街路灯等の導入に係る計画策定事業 地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等を太陽光パネル一体型LED街路灯等に更新又は太陽光パネル一体型LED街路灯等を新規導入するために必要な計画策定 | | A スマートライティング設備等導入に係る事業 ①LED照明灯（ボール無し又はボール有り） ②無線機器 ③日射量等の気象データを取得する機器 ④中央管理システム ⑤その他材料費（配線、プレーカー、アダプター、ワイヤー等） ⑥電力会社申請費用 B 太陽光パネル一体型LED街路灯設備等導入に係る設備 ①太陽光パネル一体型LED照明灯（ボール無し又はボール無し） | | 熱利用設備、発電設備／冷暖房設備、電気設備／自営線、自営線地中化のための設備、事故検知設備、遮断設備／熱導管／受変電設備／蓄電システム、蓄熱システム、エネルギーマネジメント機器（EMS機器）、ガスコージェネレーションシステム／温泉供給設備／温泉モニタリング設備 | |
| | B 太陽光パネル一体型LED街路灯等設備等導入事業 地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等を太陽光パネル一体型LED街路灯等を新規導入する事業 | | C 太陽光パネル一体型LED街路灯等設備等導入事業 地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等を太陽光パネル一体型LED街路灯等を新規導入する事業 | | D 太陽光パネル一体型LED街路灯等設備等導入事業 地方公共団体が、当該地方公共団体が所有するLED化されていない街路灯等を太陽光パネル一体型LED街路灯等を新規導入する事業 | |
| 補助率 | 3/4 (A、B共) | | 3/4 | | 3/4 | |
| 上限/下限 | 上限 1,000万円 (A、B共) | | 上限 1,000万円 | | 上限 1,000万円 | |
| 公募期間 | 2022/05/11～2022/06/10 追加公募 2022/08/09～2022/09/16 | | 2022/05/11～2022/06/10 追加公募 2022/08/09～2022/09/16 | | 2022/04/28～2022/06/08 2次公募 2022/09/29～2022/10/28 | |
| 注意事項 | (対象事業の続き) ウ 太陽光パネル一体型LED街路灯等の導入数量、導入コスト、導入効果（電力削減量、CO2排出量等）等の検討・分析 本計画の策定後2年以内に、本計画で策定した設備等の導入を行うこと | | | | CO2削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式から算定したCO2 1 tあたりの削減コストが57,000円/t-CO2を超える場合は、57,000円/t-CO2×エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量（t-CO2）から求めた金額を上限 | |

令和4年度における再エネの面的利用関係の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-5 (3)-イ | 5-5 (3)-ウ-a | 5-5 (3)-ウ-b | | 5-6 (1) | |
|-----------|---|---|--|--|---|---|
| 制度所管庁 | 環境省 | | 環境省 | | 環境省 | |
| 執行機関 | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 | | 一般財団法人環境優良車普及機構 | |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 | | | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 空港・港湾における脱炭素化促進事業 | |
| | グリーンスローモビリティ導入促進事業 | 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 | | 鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業 | 空港における脱炭素化促進事業 | |
| 補助申請者 | ア 民間企業（導入する設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。） イ 地方公共団体 ウ 一般社団法人・一般財団法人 エ 特定非営利活動法人 オ 道路運送法施行規則第48条第二号から第八号に掲げる者 カ その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 | ア 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 イ 民間企業 ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 エ 車両や情報通信技術を活用したシステムをアからウの者に対し、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業 オ その他大臣の承認を経て協会が適当と認める者（法人格を有する者に限る。） | ア 鉄道事業法第3条に基づく許可を有する者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、大手民鉄を除く。） b 軌道法第3条に基づく事業の特許を有する者 c 補助対象となる設備等をa又はbの者に対し、リース等により提供する者 | a 鉄道事業法第3条に基づく許可を有する者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、大手民鉄を除く。また、VVVF、鉄道車両用高効率照明・空調設備への改修は、中小事業者に限る。） b 軌道法第3条に基づく事業の特許を有する者 c 補助対象となる設備等をa又はbの者に対し、リース等により提供する者 | a 鉄道事業法第3条に基づく許可を有する者 b 軌道法第3条に基づく事業の特許を有する者 c 補助対象となる設備等をa又はbの者に対し、リース等により提供する者 | 1 民間企業 2 地方公共団体 3 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 4 その他環境大臣の承認を経て機構が適当と認める者 5 補助対象の設備等を1～4にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業 |
| 補助対象経費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | |
| 対象事業 | 以下に示すすべての要件を満たすもの ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減効果が定量的に示されており、かつ算出根拠が明確であること。 イ 地域交通の脱炭素化のみならず、地域交通の維持・確保、高齢者対策、観光振興等の、他の地域課題を同時解決する事業であること。 ウ 走行経路に公道が含まれること。 エ 設備導入時及び導入後における、持続的な運営体制と維持管理等が明確であること。 オ グリーンスローモビリティの車両の運行・運用に関し、当該区域での公道の走行、乗降場所等について、所管の警察署・地方運輸局・道路管理者へ情報提供し、意見・助言を受けているまたはその見込みであること。 カ グリーンスローモビリティの車両の運行における危機管理体制（事故の際の早急な対応や情報収集体制）が整えられていること。 キ 原則として、登録車両の諸元から逸脱する改造をしないこと。ただし、脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備はこの限りでない。 | 省CO2を目的に掲げた公共交通に関する計画に基づくBRT導入のために必要な設備・車両等を導入する以下の事業 [必須事業] 幹線系統における輸送力又は速達性の向上のためのBRTシステムの整備に伴う車両の導入事業 [選択事業] 幹線系統における輸送力又は速達性の向上のためのBRTシステムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステムの整備事業 | 1 車両の省エネ化に資する設備導入促進事業 ①軽量化等により40%以上の省CO2削減が見込まれる車両新造 | 1 車両の省エネ化に資する設備導入促進事業 ②車両への省エネ設備の導入により40%以上のCO2削減効果が見込まれる事業 | 2 再生電力の有効活用に資する設備の整備を実施する事業 | |
| | | | 以下のすべての要件を満たす事業を対象 ア VVVFインバータ制御装置等、鉄道車両に対してエネルギーを効率的に使用するための設備・機器の導入を行う事業であり、二酸化炭素排出量に係る原単位（原油換算kL/car/km又は電力換算kWh/car/km）が40%以上削減されること イ エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する設備等及びその付帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が算定できるものであること ウ 本補助事業により省エネ設備の導入を行った車両の運行については、再生可能エネルギー由来の電力を活用すること エ 本補助事業で導入する設備における資金回収年数50年を超えないこと | 以下のすべての要件を満たす事業を対象 ア VVVFインバータ制御装置等、鉄道車両に対してエネルギーを効率的に使用するための設備・機器の導入を行う事業であり、二酸化炭素排出量に係る原単位（原油換算kL/car/km又は電力換算kWh/car/km）が40%以上削減されること イ エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する設備等及びその付帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が算定できるものであること ウ 本補助事業により省エネ設備の導入を行った車両の運行については、再生可能エネルギー由来の電力を活用すること エ 本補助事業で導入する設備における資金回収年数50年を超えないこと | 以下のすべての要件を要件を満たす事業を対象 ア 鉄道車両が減速時に発生させる再生電力の車両間融通を行う装置の導入又は改修（上下線き電一括化や再生電力貯蔵装置）、駅舎等への融通を行う装置（駅舎補助電源装置）等の先進的な省エネ機器の導入を行う事業であること イ 路線又は区間全体の省CO2化を目的とした、事業実施までのプロセスや二酸化炭素削減の効果等を取りまとめた計画を策定し、同計画に基づく設備を導入する事業であること ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に資する設備等及びその付帯設備の導入事業であり、事業終了後にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減効果が算定できるものであること | |
| 対象設備 | グリーンスローモビリティの車両／エンクロージャー、レインガード、レインカバー等／脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備 | [必須事業] ハイブリッド自動車 | 車両の新造 ただし、公募要領p7の「表2 車両新造に係る要件」を満たすものに限る。 | ・照明設備（高効率機器及び器具に限る） ・空調設備（高効率機器及び器具に限る） ・制御装置、モーター（高効率機器及び器具に限る） ※詳細は、公募要領p9の「表3 補助対象となる設備」を参照 | ・固定式GPU（埋込式及び地上走行式）：静止型電源装置、電力ケーブル、冷暖房ダクト、冷暖房用ホース、電力ケーブル等を移動させるための車両 ・移動式GPU（電気式及びディーゼル式）：電源車、エアコン車 ・その他機構が適当と認める設備 | |
| 補助率 | 1/2 | 1/2 | 中小事業者、公営事業者、準大手、 大阪市高速電気軌道株式会社 1/2 | 中小事業者、公営事業者、準大手、 大阪市高速電気軌道株式会社 1/2 | a. 中小事業者 1/2 b. 公営事業者、準大手、JR（本州3社以外）、 大阪市高速電気軌道株式会社 1/3 c. JR本州3社、大手民鉄 1/4 | |
| 上限／下限 | | | 【補助対象経費の上限】 補助対象経費の額≤150,000円/t-CO2 ×CO2削減量（t-CO2）×法定耐用年数 | 【補助対象経費の上限】 補助対象経費の額≤120,000円/t-CO2 ×CO2削減量（t-CO2）×法定耐用年数 | 【補助対象経費の上限】 補助対象経費の額≤100,000円/t-CO2 ×CO2削減量（t-CO2）×法定耐用年数 | |
| 公募期間 | 2022/07/11～2022/08/05 | 2022/05/23～2022/06/22 二次公募 2022/09/05～2022/09/28 | 2022/05/16～2022/06/15 | 2022/05/16～2022/06/15 | 2022/05/16～2022/06/15 | |
| 注意事項 | | | | | | |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-6 (2) | 令和3年度補正 3-7 | 5-7 (1) | 令和3年度補正 3-8 (1) | 5-7 (2) | 令和3年度補正 3-8 (2) |
|-----------|--|--|---|---|--|--|
| 制度所管庁 | 環境省 | 環境省 | 環境省 | 環境省 | 環境省 | 環境省 |
| 執行機関 | 一般財団法人環境優良車普及機構 | 直轄 | 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 | 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 | 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 | 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 空港・港湾における脱炭素化促進事業 | 令和3年度補正予算 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 海事分野におけるカーボンニュートラル支援事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会構築のための 資源循環高度化設備導入促進事業 | 令和3年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会構築のための 資源循環高度化設備導入促進事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会構築のための 資源循環高度化設備導入促進事業 | 令和3年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会構築のための 資源循環高度化設備導入促進事業 |
| 補助申請者 | 1 民間企業 2 地方公共団体 3 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 4 その他環境大臣の承認を経て機構が適当と認める者 5 補助対象の設備等を1～4にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業 | 自治体と船舶分野及び地域での脱炭素化に関する連携協定を締結した又は締結予定の民間事業者・団体 | 1 民間企業 2 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 3 その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者 | 1 民間企業 2 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 3 その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者 | | |
| 補助対象経費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | 設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、業務費、事務費 | 設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、業務費、事務費 | | |
| 対象事業 | ア 接岸中の船舶へ電力を供給する自立型電源設備や陸上電力供給設備、又は、港湾にてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型トランスファークレーンやハイブリッド型ストラドルキャリアを導入する事業であること イ 導入する設備の電源は原則として100%再生可能エネルギー由来であり、商用電力は使用しないこと | 特殊な素材を用いて製造するLNG燃料タンクの製造プロセスのうち、①曲げ・溶接加工工程、②防熱加工工程の効率化を実現する設備の導入 | ア 日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、使用済製品等のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、これまでリサイクルできなかったものへの量的な拡大、もしくはより高品質な再生素材の供給を目指すために、省CO2型の資源循環高度化設備を導入することで、製造された再生素材の国内資源循環が安定的に見込める事業であること。 イ 本補助事業により導入した設備による二酸化炭素削減効果と、製造された再生素材を利用する事業者を把握し、それらの実施状況について、交付規程第16条に基づく事業報告書を指定する期日までに提出するものであること。 ウ 応募時の設置場所（事業所所在地）が確定していること。 エ 導入する設備については、当該設備の製造者等において安全対策をとったものであること。特に対象設備の据付けは有資格者等において適正に設置すること。 | ア 日本国内の事業所において設備を設置し、従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材等（バイオマスプラスチック＜生分解性プラスチックを含む＞、パルプ等）の国内導入を拡大させることを目的とした事業であり、事業プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るための省CO2型の資源循環高度化設備を導入する事業であること。 イ 本補助事業により導入した設備による二酸化炭素削減効果と、製造された再生素材を利用する事業者を把握し、それらの実施状況について、交付規程第16条に基づく事業報告書を指定する期日までに提出するものであること。 ウ 応募時の設置場所（事業所所在地）が確定していること。 エ 導入する設備については、当該設備の製造者等において安全対策をとったものであること。特に対象設備の据付けは有資格者等において適正に設置すること。 | | |
| 対象設備 | ・自立型電源設備 ・陸上電源供給設備 ・ハイブリッド型トランスファークレーン ・ハイブリッド型ストラドルキャリア ・蓄電池（自立型電源設備と同時に導入する場合に限る） ・その他機構が適当と認める機関 | | 廃プラスチックのリサイクルに必要な破袋、破碎、洗浄、脱水、異物除去等の前処理設備、選別及び押し出し機等の原料化する設備や左記設備に必要な運搬設備、及びそれらの設備の電源を供給する設備、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備（設備の電動機はトップランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。） | 従来の化石資源由来プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源由来素材等の製造に係る設備や左記設備の稼働に必要な運搬設備、及びそれらの設備に電源を供給する設備、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備（設備の電動機はトップランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。） | | |
| 補助率 | 自立型電源設備（蓄電池含む）、陸上電力供給設備：1/3 ハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア：定額（原則として、従来機との差額の2/3以内） | 1/2 | 中小事業者：1/2 中小事業者以外：1/3 | 中小事業者：1/2 中小事業者以外：1/3 | | |
| 上限/下限 | 【交付額の上限】 自立型電源設備（蓄電池含む）、陸上電力供給設備：1億円以内 | | | | | |
| 公募期間 | 2022/06/23～2022/07/25 | 2022/01/20～2022/02/03 | 2022/06/03～2022/07/04 | 2022/02/25～2022/03/28 | 2022/06/03～2022/07/04 | 2022/02/25～2022/03/28 |
| 注意事項 | | | 二次公募 2022/07/14～2022/08/26 三次公募 2022/09/01～2022/09/30 四次公募 2022/10/14～2022/11/11 | 二次公募 2022/04/07～2022/05/16 三次公募 2022/06/03～2022/07/04 四次公募 2022/07/14～2022/08/26 五次公募 2022/09/01～2022/09/30 六次公募 2022/10/14～2022/11/11 | 二次公募 2022/07/14～2022/08/26 三次公募 2022/09/01～2022/09/30 四次公募 2022/10/14～2022/11/11 | 二次公募 2022/04/07～2022/05/16 三次公募 2022/06/03～2022/07/04 四次公募 2022/07/14～2022/08/26 五次公募 2022/09/01～2022/09/30 六次公募 2022/10/14～2022/11/11 |

令和4年度における再エネの面的利用関係の補助金の概要

| ホームページの番号 | 5-7 (3) | 5-7 (4) | 5-8 (1) | 5-8 (2) | |
|-----------|--|--|--|--|---|
| 制度所管庁 | 環境省 | 環境省 | 環境省 | 環境省 | |
| 執行機関 | 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 | 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 | 一般財団法人環境優良車普及機構 | | |
| 補助金名 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会構築のための 資源循環高度化設備導入促進事業 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 脱炭素社会構築のための 資源循環高度化設備導入促進事業 | 令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業 | | |
| | 太陽光パネルリサイクル設備導入事業 | リチウムイオン電池リサイクル設備導入事業 | 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業 | 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業 | |
| 補助申請者 | 1 民間企業 2 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 3 その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者 | 1 民間企業 2 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 3 その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者 | ア 倉庫業者 イ 補助対象の設備等をアにファイナンスリースにより提供を行う民間企業 | ア 民間企業 イ 独立行政法人 ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益社団法人 エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 オ 法律により直接設立された法人 カ 個人事業主 キ その他環境大臣の承認を経て一般財団法人環境優良車普及機構が認める者 | ア 民間企業 イ 独立行政法人 ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益社団法人 エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 オ 法律により直接設立された法人 カ 個人事業主 キ その他環境大臣の承認を経て一般財団法人環境優良車普及機構が認める者 ク 補助対象の設備等をアからキまでに掲げる者にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業 |
| 補助対象経費 | 設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、業務費、事務費 | 設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、業務費、事務費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | 計画策定のための調査に要する経費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 |
| 対象事業 | ア 日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、太陽光パネルのリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程における、ガラス、セル及びフレームの分離を行い、素材ごとのリサイクルの高度化を図るための設備を導入する事業であること。 イ 本補助事業により導入した設備による事業プロセス全体の二酸化炭素削減効果と、製造された代替素材等の国内導入量を把握し、それらの実施状況について、交付規程規程第16条に基づく事業報告書を指定する期日までに提出するものであること。 ウ 応募時の設置場所（事業所所在地）が確定していること。 エ 導入する設備については、当該設備の製造者等において安全対策をとったものであること。特に対象設備の据付けは有資格者等において適正に設置すること。 | ア 日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、リチウムイオン電池のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程における、放電、熱処理等の事前処理及び破碎、分離、化学処理等により、有用金属を高純度でリサイクルするための設備を導入する事業であること。 イ 本補助事業により導入した設備による事業プロセス全体の二酸化炭素削減効果と、製造された代替素材等の国内導入量を把握し、それらの実施状況について、交付規程規程第16条に基づく事業報告書を指定する期日までに提出するものであること。 ウ 応募時の設置場所（事業所所在地）が確定していること。 エ 導入する設備については、当該設備の製造者等において安全対策をとったものであること。特に対象設備の据付けは有資格者等において適正に設置すること。 | ア 倉庫業者が、営業倉庫内作業の省力化・省エネ化に資する機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等）と再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）を同時導入する事業であること。 イ 省力化・省エネ化に資する機器を導入することにより、営業倉庫内の照明・空調等にかかるエネルギー消費量を削減するとともに、従来型のフォークリフト等を使用した場合よりもエネルギー消費量を削減し、さらに再生可能エネルギー設備を導入することにより、営業倉庫全体としてCO2排出量の大幅削減が図られる事業であること。 ウ 原則として省人化・省エネ化に資する機器と再生可能エネルギー設備との同時導入を行う場合のみ補助対象とするものであること。ただし、当該施設が既に再生可能エネルギー設備を備えている場合であって、再生可能エネルギー設備において発電する電力を当該施設で消費する場合には限り、省人化・省エネ化に資する機器のみを導入する事業についても補助対象とする。 エ 再生可能エネルギー設備の導入については、討議設備において発電する電力が当該施設において消費する場合には限り補助対象とする。 | 計画策定に対する補助 | 事業実施に対する補助 |
| | | | | ア 荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化によるCO2排出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続的な物流網の構築を同時実現する事業であること。 イ 策定する計画においてドローンの飛行経路となる地方公共団体が代表事業者又は共同事業者となること ウ 補助実施年度から3カ年以内に計画に基づく当該事業が実用化されていること | ア 荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を図り、輸配送の効率化によるCO2排出量の削減とともに、労働力不足対策や災害時も含めた持続的な物流網の構築を同時実現する事業であること。 イ 策定する計画においてドローンの飛行経路となる地方公共団体が代表事業者又は共同事業者となること ウ 補助実施年度から3カ年以内に計画に基づく当該事業が実用化されていること |
| 対象設備 | 太陽光パネルのリサイクル設備に必要な搬送設備、それらの設備に電源を供給する設備及びその他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備を含む。（設備の電動機はトプランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。） | リチウムイオン電池のリサイクル設備に必要な搬送設備、それらの設備に電源を供給する設備及び防火防止設備、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備を含む。（設備の電動機はトプランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。） | ・省人化・省エネ化に資する機器（無人フォークリフト、無人搬送車・自動化倉庫設備等） ・再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等） ・蓄電池（※再生可能エネルギー設備との同時導入又は当該施設が既に再生可能エネルギー設備を備えている場合であって、かつ、省人化・省エネ化に資する機器との同時導入の場合に限るものとし、蓄電池への電力供給は再生可能エネルギー設備からなされる場合のみ補助対象とする。） | | ・ドローン （化石燃料のみを燃料とするものを除く。） ・その他 |
| 補助率 | 中小事業者 : 1/2 中小事業者以外 : 1/3 | 中小事業者 : 1/2 中小事業者以外 : 1/3 | 1/2 | 定額 | ア 化石燃料に頼らないドローン等 2/3 イ 以外の場合 1/2 |
| 上限/下限 | | | 【補助金交付額の上限】 1億円 | 【補助金交付額の上限】 500万円 | 【補助金交付額の上限】 1億円 |
| 公募期間 | 2022/06/03～2022/07/04 | 2022/06/03～2022/07/04 | 2022/04/26～2022/05/26 | 2022/04/26～2022/05/26 | 2022/04/26～2022/05/26 |
| 注意事項 | 二次公募 2022/07/14～2022/08/26 三次公募 2022/09/01～2022/09/30 四次公募 2022/10/14～2022/11/11 | 二次公募 2022/07/14～2022/08/26 三次公募 2022/09/01～2022/09/30 四次公募 2022/10/14～2022/11/11 | 二次公募 2022/09/15～2022/10/17 | 二次公募 2022/09/15～2022/10/17 | 二次公募 2022/09/15～2022/10/17 |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 4-1 (a) | 令和3年度補正 4-1 (1) | 4-1 (b) | 4-1 (c) | 令和3年度補正 4-1 (2) |
|-----------|---|--|--|---|--|
| 制度所管庁 | 経済産業省 | 経済産業省 | 経済産業省 | 経済産業省 | 経済産業省 |
| 執行機関 | 一般社団法人次世代自動車振興センター | 一般社団法人次世代自動車振興センター | 一般社団法人次世代自動車振興センター | 一般社団法人次世代自動車振興センター | 一般社団法人次世代自動車振興センター |
| 補助金名 | クリーン自動車導入促進補助金 | クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 | クリーン自動車導入促進補助金 | クリーン自動車導入促進補助金 | クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金 |
| | クリーンエネルギー自動車 | クリーンエネルギー自動車 | 外部給電器 | V2H充電設備 | 充電設備 |
| 補助申請者 | 1 地方公共団体・その他法人 (独立行政法人は除く) 2 個人 3 リース会社 | 1 地方公共団体・その他法人 (独立行政法人は除く) 2 個人 3 リース会社 | 1 地方公共団体・その他法人 (独立行政法人は除く) 2 個人 3 リース会社 | 1 地方公共団体 2 法人(マンション管理組合法人、町内会(認可地縁団体)を含む。) 3 法人格をもたないマンション管理組合 4 個人 | 1 地方公共団体 2 法人(マンション管理組合法人を含む) 3 法人格をもたないマンション管理組合法人 4 個人(共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者、月極駐車場の所有者、月極駐車場の契約者等) |
| 補助対象経費 | 車両購入費 | 車両購入費 | 給電器購入費 | V2H充電設備購入費、工事費 | 充電設備の購入費及び設置工事費 |
| 対象事業 | 次の掲げる補助対象車両の購入(センターが承認した車種のみ)であって、初度登録日(初度検査届出日)が令和4年2月19日から令和5年2月17日までの間のもの ・電気自動車(EV) ・プラグインハイブリッド自動車(PHV) ・燃料電池自動車(FCV) ・超小型モビリティ ・クリーンディーゼル自動車(CDV) ・側車付二輪自動車・原動機付自転車 ・ミニカー ※車検証の自家用・事業用の欄が「事業用」の車両は対象外 ※地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車は対象外 | 次の掲げる補助対象車両の購入(センターが承認した車種のみ)であって、初度登録日(初度検査届出日)が令和3年11月26日から令和5年2月17日までの間のもの ・電気自動車(EV) ・プラグインハイブリッド自動車(PHV) ・燃料電池自動車(FCV) ・超小型モビリティ ※車検証の自家用・事業用の欄が「事業用」の車両は対象外 ※地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車は対象外 | 外部給電器(センターが承認した型式のみ)の購入 | 以下の要件を全て満たした事業であること (1)~(11)(略) (12)設置したV2H充電設備および取得額が50万円以上の屋根・小屋等の付帯設備は処分制限期間5年を満了できること。 (13)補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込であること。…(以下、略)… (14)申請者は、申請するV2H充電設備の設置に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。また災害時に、申請するV2H充電設備の利用について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること(V2H充電設備の賃貸物件へのリースの場合は、賃借人に可能な範囲で協力を要請すること)。 (15)センターからV2H充電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。 (16)(略) | 1 高速道路のSA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電) 「高速道路SA・PA」「道の駅」「給油所」「公道」「空白地域」における電欠防止の観点から重要な経路充電または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における充電設備設置事業 2 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電) 「商業施設および宿泊施設等」、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電のための充電設備設置事業 3 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 ・分譲または賃貸の「マンション等」に属する駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業 ・「月極駐車場」における基礎充電のための充電設備設置事業 ・「事務所・工場等」に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車の駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業 |
| 対象設備 | | | | | ・急速充電設備 ・普通充電設備 ・充電用コンセントスタンド ・充電用コンセント |
| 補助率 | 定額 (銘柄毎に定められた一定額) | 定額 (銘柄毎に定められた一定額) | 1/3 | 設備購入費 設置工事費 工事内容の申告額からセンターが項目毎に審査し算出した額 ^{1/2} | 充電設備購入費 充電設備の設置工事費 定額(1/1)又は1/2 定額(1/1)又は1/2 |
| 上限/下限 | | | 銘柄毎に定められた補助金交付上限額 (50万円が上限) | 設備購入費 ・銘柄毎にセンターが定める補助金交付上限額 設置工事費 ・センターが定める工事の項目ごとの補助金交付上限額 ・設置条件により定める補助金交付上限額 | 充電設備の購入費 事業区分毎及び設備の種類毎に上限額 (設備の機種毎も上限額あり) 充電設備の設置工事費 事業区分毎及び設備の種類毎に上限額 |
| 公募期間 | 2022/04/28~2023/03/01 | 2022/03/31~2023/03/01 | 2022/04/28~2023/01/31 | 2022/05/31~2022/10/31 | 2022/03/31~2022/09/30 |
| 注意事項 | | | | | |

令和4年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要

| ホームページの番号 | 4-2 | 令和3年度補正 4-1 (3) | 4-3 (1) | 4-3 (2) | 令和3年度補正 4-2 |
|-----------|--|--|--|--|---|
| 制度所管庁 | 経済産業省 | 経済産業省 | 環境省 | 環境省 | 環境省 |
| 執行機関 | 一般社団法人次世代自動車振興センター | 一般社団法人次世代自動車振興センター | 公益財団法人北海道環境財団 | 公益財団法人北海道環境財団 | 一般社団法人地域循環共生社会連携協会 |
| 補助金名 | 水素ステーション整備事業費補助金 | 水素ステーション整備事業費補助金 | 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び 令和3年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による 地域貢献型脱炭素物流等構築事業 | 令和3年度補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 再エネ×電動車の同時導入による 脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業 | 令和3年度補正 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 再エネ×電動車の同時導入による 脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業 |
| | 燃料電池自動車用酸素供給設備設置補助事業 | 燃料電池自動車用酸素供給設備設置補助事業 | マスタープラン策定事業 | モデル構築支援事業 | |
| 補助申請者 | 1 日本法人（登記法人）である民間会社 2 個人事業主 3 地方公共団体等 | 1 日本法人（登記法人）である民間会社 2 個人事業主 3 地方公共団体等 | ア 民間企業 イ 地方公共団体 ウ 個人事業主 エ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者 | ア 民間企業（リース事業者を含む。） イ 地方公共団体 ウ 個人事業主 エ その他環境大臣の承認を得て財団が認める者 | ア 民間企業 イ 地方公共団体 ウ 独立行政法人 エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人 公益財団法人 オ 上記のアからエ及びカの者に対し、ファイナンスリース又はオペレーションリースにより提供する契約を行う民間企業 カ その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者（法人格を有する者に限る。） |
| 補助対象経費 | 設備購入費、設計・工事費、諸経費等 | 設備購入費、設計・工事費、諸経費等 | 人件費、業務費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 | 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費 |
| 対象事業 | 1 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること 2 新設の設備であること 3 本補助金で設置された移動式水素供給設備につき、より効率的な運用を行うために、当該移動式水素供給設備を所有する補助事業者が、設置場所及び運用場所を変更する際に変更先において新設となる追加設備であり、本補助金の交付規定第9条により計画変更申請を行い、センターに承認されたもの。 4 国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合、及び当該設備を転用し、増設・改造する場合、または本補助金で設置された水素供給設備について、事業運営の効率化のための設備を増設・改造する場合にも適用する。 5 原則、設備は商用を目的とするものであること | 1 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること 2 新設の設備であること 3 本補助金で設置された移動式水素供給設備につき、より効率的な運用を行うために、当該移動式水素供給設備を所有する補助事業者が、設置場所及び運用場所を変更する際に変更先において新設となる追加設備であり、本補助金の交付規定第9条により計画変更申請を行い、センターに承認されたもの。 4 国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合、及び当該設備を転用し、増設・改造する場合、または本補助金で設置された水素供給設備について、事業運営の効率化のための設備を増設・改造する場合にも適用する。 5 原則、設備は商用を目的とするものであること | ア 配送や配達、各種サービス業等の用途に利用する車両としてバッテリー交換式車両を導入し、バッテリーステーションを通じて電動車両や物流・配送拠点等のエネルギーマネジメントに活用することにより、脱炭素型物流モデル構築と物流・配送拠点等の防災拠点化を同時実現するための事業であること。 イ バッテリーステーションには、自家消費型の再生可能エネルギー電力を活用することとし、その電力は外部系統に接続することなく直接供給可能なシステムとすること。ただし、……（以下、略）…… ウ 災害発生時には物流・配送拠点等や交換式バッテリーが、地域のエネルギーステーションや防災拠点、非常用電源などとして機能するなど、地域貢献が図られる計画であること。加えて、地域防災計画での位置づけや地方公共団体等との協定や連携等についても検討し、その実現性が高い計画であること。 エ 構築する脱炭素型物流モデルの事業性・収益性について検討を行い、将来性も含めて新たなビジネスモデルとして提案を行うものであること。なお、マスタープラン策定にあたっては、外部の専門家（有識者）の指導、助言を得て実施すること。 | ア 配送や配達、各種サービス業等の用途に利用する車両としてバッテリー交換式車両を導入し、バッテリーステーションを通じて電動車両や物流・配送拠点等のエネルギーマネジメントに活用することにより、脱炭素型物流モデル構築と物流・配送拠点等の防災拠点化を同時実現するための事業であること。 イ バッテリーステーションには、自家消費型の再生可能エネルギー電力を活用することとし、その電力は外部系統に接続することなく直接供給可能なシステムとすること。ただし、……（以下、略）…… ウ 災害発生時には物流・配送拠点等や交換式バッテリーが、地域のエネルギーステーションや防災拠点、非常用電源などとして機能するなど、地域貢献が図られる事業であること、もしくは、将来的にそうした機能を有する拡張性を持った事業であること。加えて、地域防災計画での位置づけや地方公共団体等との協定や連携等が可能な事業であること。 エ CO2削減効果が図れる事業であること。 オ 補助対象事業を導入する施設の耐震性、土砂災害危険性及び浸水被害危険性等を考慮した上で、補助対象設備の導入、運用が行われるものであること。 | ア 申請車両について、カーシェア事業として、以下に掲げるa.～d.のいずれかを満たすこと a. 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、地域住民等に有償又は無償にて貸し渡す。 b. 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償で貸し渡す。 c. 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有する。 d. 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有する。 イ 「カーシェア事業」を実施する拠点において、自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を最低限の設備容量として、公募要領のp19の別表1に定める計算式により算出した申請車両による想定年間消費電力量をまかなえる容量以上、新たに導入すること ウ 申請車両は、複数台（2台以上）の導入を行うこと エ 申請車両は、外部給電機能を有するものであって、初度登録された車両であること オ 申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること カ V2H充放電設備又は外部給電器の導入を行うこと キ V2H銃砲発設備又は外部給電器の保管場所は、申請車両の自動車検査証の「使用の本拠の位置」と同一であること 他 |
| 対象設備 | 受電設備/原料ガス設備/水素製造設備/水素液化設備/液化水素貯蔵・気化器/水素輸送用設備・接続装置/圧縮機/蓄圧器/ディスプレイ/冷却水装置/計装空気設備・窒素設備/散水設備・貯水槽/制御装置・監視装置・検知警報装置/xその他設備 | 受電設備/原料ガス設備/水素製造設備/水素液化設備/液化水素貯蔵・気化器/水素輸送用設備・接続装置/圧縮機/蓄圧器/ディスプレイ/冷却水装置/計装空気設備・窒素設備/散水設備・貯水槽/制御装置・監視装置・検知警報装置/xその他設備 | | ・バッテリー交換式配送車両 ・バッテリーステーション ・交換用バッテリー ・再生可能エネルギー発電設備 ・自営線/事故検知設備/遮断設備 ・エネルギーマネジメント（EMS）設備 | 1 電気自動車 2 プラグインハイブリッド自動車 3 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備 4 再生可能エネルギー発電設備設置工事 5 外部給電器 6 V2H充放電設備 7 V2H充放電設備設置工事費 8 充電設備 9 充電設備設置工事費 |
| 補助率 | 1/2又は2/3 | 1/2又は2/3 | 3/4 | 1/2 | 対象設備の1、2又は5 1/3 対象設備の3、4、6又は8 1/2 対象設備の7又は9 1/1 |
| 上限/下限 | 設備の規模別に補助上限額の設定あり | 設備の規模別に補助上限額の設定あり | 【交付額の上限】 2,000万円 | 【交付額の上限】 2億円 | 【交付額の上限】 1億円 ※対象設備毎の上限額あり（公募要領のp9を参照） |
| 公募期間 | 2022/04/01～2022/04/21 二次公募 2022/07/11～2022/07/29 三次公募 2022/10/11～2022/10/28 | 2022/04/01～2022/04/21 二次公募 2022/07/11～2022/07/29 三次公募 2022/10/11～2022/10/28 | 2022/05/26～2022/07/29 二次公募 2022/09/08～2022/09/30 | 2022/05/26～2022/08/31 二次公募 2022/09/08～2022/12/09 | 2022/03/25～予算がなくなるまで |
| 注意事項 | | | | | |